 件 名 	名 都営住宅におけるペット飼育の禁止等に関する陳情			
提 出 者住所氏名				
受理年月日	平成30年6月7日	受理番号	第6号	

要旨

下記事項について、東京都に対し、意見書を提出してください。

- 1 都営住宅において、ペット飼育の実態に関する調査を行うこと。
- 2 都営住宅において、ペット飼育の禁止に関する巡回指導を強化すること。
- 3 都営住宅において、ペットの糞尿対策を強化すること。
- 4 今後の課題として、都営住宅において、ペットを飼育することができる棟と飼育することができない棟を分けるなど、ペット飼育のあり方について検討すること。

(理由)

現在、都営住宅の入居に当たっては、魚及び小鳥等の小動物を除いて、ペット飼育を禁止しており、これを確約させるため、新規入居者に対し宣誓書に署名及び捺印を求めています。

しかし、私が住んでいる都営文花一丁目アパートでは、居室内外におけるペット 飼育が横行しています。これに対して、都営住宅の管理を受託している東京都住宅 供給公社は、団地内にペット飼育禁止についての張り紙をしたり、戸別に訪問して ペット飼育の禁止を指導していますが、これに応じる入居者はごくわずかです。

私は都営住宅への入居に当たり、なくなくペットを手放しましたが、これでは、 ルールを守る入居者が辛い思いをすることとなり、到底納得することができません。

確かに法的には、ペット飼育の禁止に違反しているとの理由だけでは「信頼関係が破壊」された場合に当たらず、東京都が入居者に対して、建物退去・明渡し請求することは困難だと思われます。しかしそうであるとしても、東京都自らがペット飼育を禁止して誓約書まで求めている以上、これを徹底させることは、行政への信頼を維持する観点から、必要不可欠の対応であると考えます。

そこで、都営文花一丁目アパート以外の団地でもこうした事例があるのかについての実態調査を早急に行い、この結果を踏まえて、必要な対応を執ることを求めます。具体的には、巡回指導を強化することのほか、現在団地内に無造作に捨てられているペットの糞尿に関する対策を強化することです。

他方で、独居高齢者にとって、ペットが心のゆとりにつながることは理解できます。そのような観点から、昨今、ペット飼育が増えているものと推測されますが、 そうであれば、こうした状況を捉え、ペットを飼育することができる棟と飼育する ことができない棟をつくり、入居時から明確に住み分け、こうした紛争を回避する 方法もあると考えますので、併せて、これについても検討することをお願いします。 以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。

以上